

第2節 経済システムと工業化

はじめに——改革・開放前の工業化を規定した制度的枠組み

改革・開放政策の下で、これまでの工業化を規定してきた制度的枠組みはどのように変化したのだろうか、あるいは変化しつつあるのだろうか、その特徴と問題点はどこにあるのだろうか。これが本節の課題であるが、まずその前に、五〇年代から七〇年代末までの工業化のメカニズムについて、簡単にまとめておこう。

第一に、これまでの工業化は、資源を工業、とりわけ重工業へ集中し、それによつて、中国を遅れた農業国から近代的工業国にしようとするものであつた。このような資源配分を可能にした計画経済システムは、簡単にいえば、生産、投資、販売などを、国家が一定の政策的意図をもつて決定し、決定の内容を、鉄何トン、綿布何メートルというように物量表示で個別の経済単位へ、法律の形をとつて命令するシステムであつた。「国家」といつても、国家の行政機関である中央政府に権限が集中した時期と地方政府に権限が分権された時期とがあつたが（五八、六四、七〇年前後には地方政府の役割が大きかつた）、いずれの場合も以上の点は変わらなかつた。生産、投資、販売などの権限が企業にではなく國家に集中され、資源配分が物量表示で行なわれるシステムを、集権的・物動的計画経済システムとい

う。

こうした集権的・物動的計画経済システムが行なわれてきた結果、企業は行政機関の付属物として算盤の珠のように動かされる受動的地位におかれ、国家から下達される任務をただ行なうだけであり、技術革新を不斷に行なうようないわゆる内在的動力をもたなかつた。全国の市場も、産業部門系統あるいは地方政府によって縦割り、横割りに統制・分断され、その発展は制約された。主要な物の価格も政府によつて決められ、価格のパラメーター機能が發揮される余地はきわめて狭い範囲でしかなかつた。したがつて、企業を不斷の技術革新へ駆り立てるような外在的圧力も形成されなかつた。

第二に、工業化に必要な資金は、主として農産物の調達価格を低く抑え、それを加工した軽工業品を高価格で消費者（その大部分は農民）に売るという、農民に不利な工農交換関係を利用して蓄積された（小島編著「一九八八」）。また、都市労働者の相対的低賃金→企業利潤の国家集中というメカニズムも重要な役割を果たしていた（上原「一九八七」）。端的にいえば、農民、都市労働者の犠牲の上に工業化の資金蓄積が行なわれてきたのである。

第三に、工業化の成果についてであるが、この工業化方式が、中国を遅れた農業国から工農業国の水準に引き上げたことは確かである。しかし、それが予定した、農業、都市労働者の低賃金を基盤とする蓄積→工業基盤の拡充→農業支援体制の確立、消費財の拡大の一歩一歩の実現を達成することはできなかつた。この点は、農業生産が依然として停滞を脱却できなかつたことに端的に示されている。表II-2は農業労働力一人当たりの穀物生産量をみたものであるが、五七年の水準を回復するのがようやく二十一年後の七八年であり、その間五二年水準を上下していたことが示されている。農業、そして

農民、都市労働者は依然として蓄積源として一方的に犠牲を強いたままであつた。農業支援体制の確立、消費財の拡大が十分な成果をあげられなかつた原因は、石川〔一九八九〕が指摘しているように、経済的には主に、資源が集中的に投入された工業部門の生産・経営効率の低下があつた。つまり、投資が十分な成果を生まなかつたことに求められよう。この点は、表II-3をみてほしい。五七年をピークに、それ以降、生産・経営効率が低下していることが明らかである。五七年以降低下していることに、中ソ関係の亀裂を背景に、五八年を中心に行開された大躍進政策とその惨憺たる結果（大後退）やベトナム戦争と関連して追及された国防工業建設（三線建設）、「文化大革命」などの政治的、軍事的要因を含めて検討する必要がある。しかし、

表II-2 農業労働者1人当たり穀物生産量*

(単位: Kg)

	生産量		生産量		生産量
1952	947	1975	966	1980	1,099
1957	1,010	1976	972	1985	1,216
1962	752	1977	964	1987	1,270
1965	831	1978	1,074	1988	1,220
1970	863	1979	1,158	1989	1,224

(注) * 穀物生産量を第一次産業労働者で割ったもの。

(出所) 『中国統計年鑑』〔1990〕、117、363ページより。

表II-3 全人民所有制独立採算工業企業主要財務指標

(単位: 元)

	1952	1957	1965	1975	1979
固定資産取得額 100元当り利潤	19.0	23.6	20.9	15.0	16.2
資金100元当り 利潤	19.2	24.0	20.9	14.1	16.1
資金100元当り 利潤・税金	25.4	34.7	29.8	22.7	24.8
工業総生産額 100元当り利潤	14.2	17.1	21.3	14.2	15.8
固定資産取得額 100元当り生産額	134	138	98	105	103
生産額100元当り 流動資産	23.1	19.4	25.5	33.4	31.0

(出所) 『中国経済年鑑』〔1981〕、VI-18ページ。

農業支援体制の確立、消費財の拡大が十分な成果をあげられなかつた原因は、石川〔一九八九〕が指摘しているように、経済的には主に、資源が集中的に投入された工業部門の生産・経営効率の低下にあつた。つまり、投資が十分な成果を生まなかつたことに求められよう。この点は、表II-3をみてほしい。五七年をピークに、それ以降、生産・経営効率が低下していることが明らかである。五七年以降低下していることに、中ソ関係の亀裂を背景に、五八年を中心に行開された大躍進政策とその惨憺たる結果（大後退）やベトナム戦争と関連して追及された国防工業建設（三線建設）、「文化大革命」などの政治的、軍事的要因を含めて検討する必要がある。しかし、

ほぼこの時期に（五六年の全般的国有化、集団化を通じて）、前述した集権的・物動的計画経済システムが国民経済全体に一般化し、その後維持されてきたのである。この点からみて、こうした制度的要因およびこの制度のもとでの企業、労働者・職員の生産に対する積極性の低下が一つの重要な要因であったことは確かであろう。

八〇年代の工業化は、したがって、これまでとり残されてきた農業、消費財工業の発展に力点をおく（中国社会科学院経済科片形勢分析小組〔一九九〇〕）と同時に、工業部門の生産・経営効率の向上、制度改革を重要な柱とすることとなつた。発展戦略については次節で扱うので、以下、主に制度改革を中心みることにしよう。

1 工業化をめぐる制度変化

集権的・物動的計画経済システムの改革

工業部門の生産・経営効率の改善、集権的・物動的計画経済システムの改革は、都市における改革が中心的課題となつた八四年以降本格化するが、その基本的方向は次のようにまとめることが可能である。国家に集中した権限を下放し、自主的に経済活動を行なう主体を創出すること。国内経済の運営にあたつて、積極的に市場メカニズムの活用をはかるようすること。経済のバランス、成長率、構造変化などの重要なマクロ経済政策に関しては、主に中央政府の専管となるが、ミクロ経済につい

ては経済的手段、法律的手段、補助的には行政的手段などの方法によつて、各経済主体を、自己の期待する方向へ誘導するシステムを形成すること、である。中央から地方への権限の下放という、従来試みられた「地方分権化」の枠を超えて、企業をはじめとする各経済主体に権限を下放しようとするものであつた。「集権的・物動的」計画経済システムに対して、「分権的・市場的」計画経済システム（石川「一九八九」）の形成がめざされたといえよう。

企業制度の改革については第4節で扱う。ここでは集権的・物動的計画経済システムの改革のうち、計画、財政、金融面にしぼつてみておこう。

（計画体制）

権限の過度の集中、硬直的な管理、価値法則、市場の役割の軽視を特徴とする従来のシステムの改革は、計画体制面では次のようにあつた。いくつかの面から、今日までの改革の具体的な内容をみておこう。

第一、指令性計画の縮小。国家が、何をどれだけつくり、どこへ引き渡すかを計画し、それを法律の形をとつて各経済主体に命令する計画を指令性計画という。八三年一月、国家計画委員会は「計画管理を改善、強化することに関する意見」の中で、「指令性計画、指導性計画と国家計画指導下の市場調節の三種類の管理形態を実行」すべきであると提起した（許飛青主編「一九八八」）。これ以降、指令性計画の縮小、指導性計画、市場調節の拡大がめざされてきた。指導性計画は、国家が下達する誘導、参考計画であり、拘束力をもたない。この計画の特徴は、各経済主体が、下達された計画と市場の需給関係、自身の具体的な状況に基づいて計画をたて、国家は、価格、税金、利子等の経済手段で生産、

流通を調節し、自己の期待する方向に誘導しようとするところにある。

こうした改革の結果、今日、指令性計画は大幅に削減されている。例えば、工業生産面では、国家計画委員会が管理する指令性計画製品（統配物資）は、八四年の一・二三種類から八八年の五〇種類へ、国務院各専門部門のそれ（部管物資）は、一九〇〇種類から三八〇種類へ削減されている。また、中央と省レベルの指令性計画製品の生産額が工業総生産額に占める割合も、八四年の八〇%から八八年の一六・二%（うち、中央九・八%、地方六・四%^①）へ大幅に減少し、その一方、指導性計画は四二・九%、市場調節は四〇・九%とそれぞれ増大している（王積業「一九九〇」）。流通面では、国家統一分配物資は、七九年の二五六種から八九年には二七種、指令性計画物資は三一六種から四五種へ減少し、重要物資の生産量に占める国家の統一分配の割合も表II-4に示したように減少した。

第二、投資体制の改革。固定資産投資は、日本の新規設備投資にあたる基本建設投資と既存企業の生産コストの引下げ、品質の向上等を目的とする技術改造投資に分けられる。八〇年代には、従来のように基本建設投資のみを重視する投資政策から、既存企業の技術改造にも力を入れる方向が追求されるようになつた。投資政策面での変化と並行して、投資体制面でも、国家投資の無償使用から有償使用への改革、固定資産投資審査・認可権限の中央から地方への下放などの改革が取り組まれてきた。前者は、七九年か

表II-4 重要物資生産量に占める国家
統一分配の割合 (%)

	1979	1988	1989	1990
鋼材	77.1	46.8	42.6	30.8
木材	85	25.9	26.6	26.4
石炭	58.9	43.5	45.2	42.1
セメント	35.7	13.6	12.2	10.3

（出所）1979、88年については、『北京週報』1989年11月4日、24ページ。

1989年については、物資部政策研究司処長・侯雲春氏からの聞き取り調査による（1990年1月）。

1990年は、中華人民共和国国家統計局「關於“七五”時期國民經濟和社會發展的統計公報」（『人民日報』1991年3月14日）。

ら、国家予算内投資については、少數の業種と地区で一部の基本建設項目で、実験が開始されている。財政支出（撥款）を建設銀行貸付（貸款）に改めるもので一般に“撥改貸”と呼ばれる。この“撥改貸”は八五年から全面的に実施されることになった。いうまでもなく、そのねらいは、建設単位の経済計算、經營管理などの強化・改善にあつた。この改革をふまえて、八八年七月には、「投資管理体制に関する近期改革法案」が国家計画委員会から出されている。それは、主として次のような内容であった。

(1) 重大な長期の建設投資について、全国的なものは中央、区域性の重点工程と一般工程は地方というように地方の重点プロジェクトに対する建設責任を強化する。(2) エネルギー・交通重点建設基金、“撥改貸”投資の回収した元利、財政の定額支出などを資金源として「基本建設基金制」をつくり、一年ごとに基本建設投資を決めるやり方を改め、財政投資総量と資金源を相対的に安定させる。(3) エネルギー、交通、原材料等の国家専門投資公司をつくり、これらに国家投資の価値保持・増加に責任をもたせる（『中国経済年鑑』〔一九八九〕）。

後者は、一〇〇〇萬元以上の固定資産投資項目については、国家計画委員会が審査・認可していたのを、八四年、三〇〇〇萬元以上に限定し、非生産性建設項目については、原則的に各省、市が自ら審査・認可できるようにするものであつた。

第三、計画単列都市、計画単列企業集団の形成。八一年以降、行政系統および地方政府の縦割り、横割りの統制を打破し、各地区、都市、企業間の横の経済的つながりを発展させることを目的とした都市経済体制総合改革の実験が行なわれ、八四年以降本格化した。この改革では、大都市を中心とする、地区、業種を超えた横の経済的つながりをもつた経済区の建設が打ち出されると同時に、行政上

は従来どおり省に属するが、経済・社会発展計画では、中央の指導を直接受け、省と同等の計画上の権限をもつ「計画単列都市」や、中央の直接の指導の下に、部門、地区の枠を超えて生産計画をたてられる「計画単列企業集団」の形成がめざされた。今日までに、重慶市等一四都市、解放自動車工業公司、東風自動車工業公司等一五企業（ただし、八九年）が計画単列となつてゐる。

〈財政体制〉

中央と地方の分配関係、国家と企業の分配関係の改善が、これまでの財政体制改革の中心的内容であつた。いずれも、高度に集中した財政管理体制を改革し、地方政府、企業に一定の財政自主権をもたせ、その積極性を引き出そうとするものであつた。国家—企業の分配関係については第4節でみる。ここでは、中央—地方関係にしぼつて、改革の動きを整理しておこう。

財政や物資の管理権等、中央に集中した権限の地方への下放は、すでに指摘したように、何度か試みられてきた。しかし、資金、物資の分散、中央のマクロコントロール能力の低下などを背景に、下放した権限の回収が行なわれ、集中—下放—集中が繰り返されてきた。全体的にみて中央集権的体制が支配的であつたといえよう。従来の財政体制は、基本的には、中央の統一指導のもとでの、中央一省一県の三級管理体制がとられていたが、財政権限は中央に集中し、地方の財政収支指標は、毎年、中央によって決められるというものであつた。中国では、こうした体制を、中央という一つの竈で飯を炊き、それを地方に食べさせるようなものであることから、「一竈吃飯」（一つの竈の飯を食う）と呼んでいる。この財政体制の改革は、まず八〇年に行なわれた。八〇年の改革は、簡単にいえば、中央と地方の間で財政收支を区分し、中央は中央の、地方は地方の収入で各自が支出を賄うというやり方に

改めようというもので、"收支区分、分級請負"の財政体制といわれる。即ち、収入面では、中央企業の利潤は中央へ、地方企業の利潤は地方の収入に、工商税(ただし、一定部分は、地方予算に対する調整に使われる)、関税は中央へ、工商所得税、塩税、農業税、地方税は地方の固定収入と区分する。支出面では、企業と事業単位の所属関係で区分し(中央に属するものについては中央が、地方に属するものは地方が支出する)、地方に、その地方の範囲内の生産建設や財政支出を統一的に計画する権限をもたせるやり方である。この財政体制は、先の"一竜吃飯"に対し、"分竜吃飯"(竜を分けて飯を食う)と呼ばれる。

国家—企業間の分配関係の変化、ことに第二段階の"利改税"(利潤上納制を税金納付制へ改める)にともなつて、八五年から"税種区分、收支の審査・決定、分級請負"という財政体制が新たに実行されるにいたつて、中央固定収入(中央企業の所得税・調節税、鉄道、中国民航等の營業税、関税等)、地方固定収入(地方企業の所得税・調節税、集団企業所得税、農・牧業税、都市不動産税等)、中央・地方共有収入(製品税、付加価値税、營業税、資源税、建築税、塩税、外資、合弁企業工商統一税等)に区分し、地方固定収入が地方支出より大きければ中央に定額上納、小さければ、中央・地方共有収入から一定比率で地方へ交付、地方固定収入と中央・地方共有収入のすべてを地方に留保してもなお不足する場合、中央が定額補助し、地方は、地方固定収入および中央・地方共有収入(さらに中央の補助)の範囲内で支出するというものであった。この財政体制は、税種による区分という方向へ足を踏み出しているもの、なお、各級財政収支を企業の所属関係で区分する従来の体制を変えるものではなかつた。

八八年には、八五年体制の基礎の上に、また財政体制の改革が行なわれ、全国の三七の省級とそれに並ぶ都市に、次の六種の地方財政の請負制が導入された。収入遞増請負(北京市、河北省等一〇地区)、

総額分割（天津市等三地区）、総額分割—増加分加増分割（大連市等三地区）、上納額遞増請負（廣東省、湖南省）、定額上納（上海市等三地区）、定額補助（吉林省、福建省等一六地区）である。それぞれの内容については説明を省略するが、基本的には、八五年体制の基礎の上に、地方の財政収入（支出）の基數を確定し、それを基準に、一定の方法で中央への上納額、率（あるいは補助）を決め、地方は財政収入の増大状況に基づいて財政収支を統一的に案配するものである。この財政体制は、地方政府の増収の積極性を引き出すとともに、中央財政の安定的成長を保証しようとするところにねらいがあつたと考えられる。

こうした財政体制改革の結果、表II

15に示したように、中央財政に対する地方財政の比重は八〇年代後半には、ほぼ四対六と逆転するにいたっている。

以上の点と関連して、国家予算に納入せず、各地方、部門、単位が自ら収支を行なう財政資金—予算外資金についても若干述べておこう。地方予算外

表II-5 各時期の中央財政と地方財政支出*

（単位：億元）

	財政支出	中央	(%)	地方	(%)
第1次5カ年 計画期	1,345.68	997.25	74.1	348.43	25.9
第2次5カ年 計画期	2,288.67	1,101.57	48.1	1,187.10	51.9
1963~65年	1,204.98	718.92	59.7	486.06	40.3
第3次5カ年 計画期	2,518.52	1,537.98	61.1	980.54	38.9
第4次5カ年 計画期	3,919.44	2,125.14	54.2	1,794.30	45.8
第5次5カ年 計画期	5,247.35	2,590.18	49.4	2,657.17	50.6
1981	1,114.97	602.21	54.0	512.76	46.0
1982	1,153.31	575.14	49.9	578.17	50.1
1983	1,292.45	642.53	49.7	649.92	50.3
1984	1,546.40	738.70	47.8	807.70	52.2
1985	1,844.78	836.54	45.3	1,008.24	54.7
1986	2,330.81	962.26	41.3	1,368.55	58.7
1987	2,448.49	1,031.94	42.1	1,416.55	57.9
1988	2,706.57	1,060.40	39.2	1,646.17	60.8

（注）*財政収入は、財政体制に基づいて計上されていないので、ここで財政支出のみをとりあげた。

（出所）『中国統計年鑑』（1990），242ページより計算。

（湖南）

資金は、工商税付加収入、農業税付加収入、都市公共事業付加収入等が収入源である。部門、企業の予算外資金は、減価償却基金、生産発展基金等の企業留保利潤等であり、行政事業単位の場合は、道路整備費、授業料・雑費等である。⁽²⁾この予算外収入は、国家—企業関係の改革（減価償却基金管理制度の改革、企業利潤留保制度、利改税、請負制などの普及）にともなって、企業を中心急速に増大し、今日では、国家予算収入にほぼ匹敵するまでにいたっている。（表II-6）

こうした予算外収入の増大（および個人所得の伸び）の結果、今日では、国民所得に占める財政収入の比率が低下し（国外借款を含まない数字で、七九年の三一・九%に対して、八九年は二二・二%）、経済建設に対する財政の役割は著しく低下している（『中国統計年鑑』（一九九〇））。

（金融体制）

分権的・市場的計画経済システムの形成という目標は、本格的な金融組織、金融活動の創出を重要な改革課題に押し上げることとなつた。表II-7は総貯蓄の部門構成をみたものであるが、政府貯蓄の減少の一方、家計貯蓄が大幅に伸びており、金融機関を通した資金再配分が必要とされる状況がうかがえよう。

従来の金融機能は、一口にいって、財政の出納・記帳にとどまっていたといえるが、今日まで、次のような改革が行なわれてきた。

第一、金融システムの形成へ向けての改革。改革前の金融機関は、中国人民銀行と農村信用合作社のみであり、機構も少なく、業務も単純であつた。中国人民銀行は唯一の統一大銀行であり、発券業務と同時に銀行・

構成
(%)

1987	1988	1989
100.00	100.00	100.00
61.15	62.70	65.91
16.38	11.12	} 34.09
22.47	26.18	

第II章 1980年代の工業化の諸側面

保険の一般業務も行なつていた。この単一の組織体系を、金融の各業務を専門に扱う専門銀行の設立など、多種の金融機構をもつシステムにすることがめざされてきた。この点で重要な改革は、八三年九月、中國人民銀行の中央銀行化が決定されたことである。これによつて、中國人民銀行は、現金通貨の発行と、各種金融機関への融資を行なう「銀行の銀行」となつた。これと対応して、農村金融の専門銀行としての中国農業銀行(七九年二月)、外貨を管理する中国銀行(七九年三月)、

表II-6 国家予算收入、全国予算外収入

(単位：億元)

国 家 予算收入	予 算 外 収 入		地 方 財 政 予算外資金	行 政 事 業 单 位 予 算 外 資 金	国 営 企 業 及 び 主 管 部 門 予 算 外 預 金
	金 額	国家予算に 占める割合%			
1979	1,067.96	452.85	42.4	39.94	68.66
1980	1,042.22	557.40	53.5	40.85	74.44
1981	1,016.38	601.07	59.1	41.30	84.90
1982	1,083.94	802.74	74.1	45.27	101.15
1983	1,211.16	967.68	79.9	49.79	113.88
1984	1,467.05	1,188.48	81.0	55.23	142.52
1985	1,837.16	1,530.03	83.3	44.08	233.22
1986	2,184.52	1,737.31	79.5	43.20	294.22
1987	2,262.42	2,028.80	89.7	44.61	358.41
1988	2,489.41	2,270.00	91.2	45.00	415.00
1989	2,785.00				1,810.00

(出所)『中国統計年鑑』(1990), 243ページ。

表II-7 総貯蓄の部門

	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
総 貯 蓄	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
家計貯蓄	24.40	31.90	32.03	34.54	44.75	50.58	50.02	59.53
政府貯蓄	31.82	25.65	26.11	22.51	24.05	24.11	24.33	22.20
企業貯蓄	43.78	42.45	41.86	42.95	31.20	25.31	25.65	18.27

(出所)郭樹清(1990), 13ページ。

工商業金融、市・町貯蓄業務を扱う中国工商銀行（八四年一月）、長期投資と貸付業務を行なう中国人民建設銀行（従来、固定資産投資は財政資金で賄われており、建設銀行はその財政資金交付の窓口であったが、しだいに固定資産投資専門銀行として機能するようになり、八五年十一月、その貸出業務が中國人民銀行の直接指導を受けるようになった）、建設資金を外国（世銀など）から調達し、国内に貸し出す中国投資銀行等が再建あるいは設立されてきた。また、外資の導入を目的とする中国国際信託投資公司（七九年十月）や各地の信託投資公司、リース会社、大型の企業集団の形成と発展を支援する財務公司（最初のものは八七年五月）等が設立されている。さらに、八七年四月には、中国初の株式制総合銀行として中国交通銀行が、同年九月には、中国国際信託投資公司傘下の新型総合銀行として中信实业銀行がそれぞれ開業している。

こうした全国金融機構の多様化とともに、各地方に、各種専門銀行の分支店が設置された。ただし、それらは、上級銀行と、地方政府の二重指導制の下におかれ、銀行の分支店の人事に、地方政府が影響力を行使し得る制度となつていて。このため、融資決定にあたつて地方政府からの干渉を受けやすい状況にあることに注意しておく必要があろう。

第二、各専門銀行の経営自主権拡大。従来、銀行貸出については、各レベルの銀行が吸収した預金はすべて総行（本店）へ集中し、貸出時には、総行が貸出し指標を下ろす中央集権的な資金供給制がとられていた。この資金管理方法は、七九年の改革をへて、八五年から、中央銀行は各専門銀行の資金供給を請け負わず、各専門銀行が自己の資金源に基づいて貸出を行なう方法に改められている。もし資金が不足する場合は、預金拡大につとめるか金融市場を通して資金を集め、それでも不足するときには中央銀行へ申請し、中央銀行が、貸すか貸さないか、どれだけ貸すか、を自主的に決定するよう

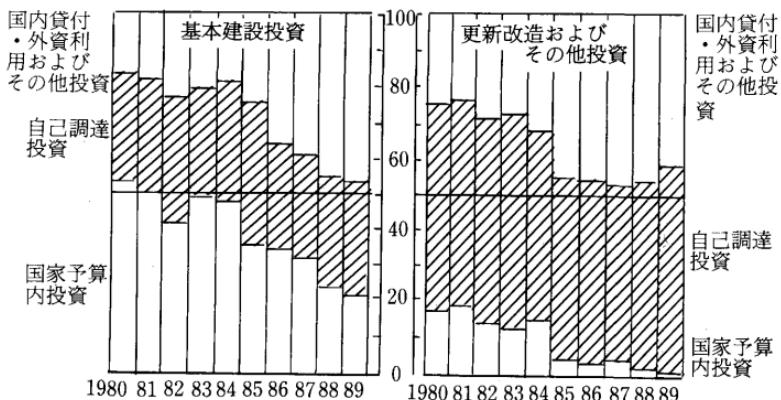
になつた（許飛青主編「一九八八」）。各銀行の“分竈吃飯”的実行といわれる。

また、従来の低金利政策も見直されると同時に、金利の決定権限も分権化され、さらに、銀行の財務管理面でも、利潤留保制度が実施され、各専門銀行の分・支店の財務権限が拡大されてきている。

第三、短期・長期金融市場の育成。八六年一月、「銀行管理制度暫行条例」が公布され、「専門銀行間でコール取引ができる」と規定された。これ以降、金融機関相互のコール取引が全国各地で行なわれるようになつた。また、八一年には、上海で、商業手形の割引業務が試行され、八五年四月以来、全国的に展開されるにいたつていて。翌年四月には、専門銀行が割り引いた手形に対する人民銀行の再割引業務も正式に始まつた。銀行が振り出した手形の売買も八七年十一月から試行されている。

さらに証券（株式・債権）市場も主要な都市に設立されはじめている。八四年十二月に、上海市の「静安証券」業務部が、「飛樂音響公司」の株式を代理発行し、証券市場の端緒

図II-2 全人民所有制単位基本建設、更新改造およびその他投資額構成



（出所）『中国統計年鑑』（1990），221ページ。

をきずいたが、その後、証券取引所が、瀋陽（八六年六月）、上海（九〇年十二月）等で設立されている。ただし今日までのところ、株式よりも債権の発行のほうが活発である。その他、八七年からは、国家の重点建設プロジェクトの資金調達のために重点建設債権が発行され、八七年にはまた、工商銀行、農業銀行、建設銀行、中国銀行の四大専門銀行が金融債を発行するにいたっている。以上のように金融市場の育成がはかられてきているが、全体的にみて、長期金融市场はなお初步的段階にとどまつており、短期金融市场の形成のほうが進んでいるといえよう。

以上の改革の結果、銀行をはじめとする金融機関の役割が増大している。今日では銀行は、都市・農村の個人貯蓄を銀行貸出の主要な資金源とし（個人貯蓄が銀行預金に占める割合は、七八年に一八・六%であったが、八八年には五一・一%に激増している⁽³⁾）、図II-2に示したように、経済建設の主要な資金提供者になつていている。

地方分権的・混合的計画経済システムの形成

これまで、集権的・物動的計画経済システムの改革について、やや詳しくみてきた。ここから、次のような点を指摘することが可能である。

第一に、地方政府の権限の拡大である。とりわけ財政体制改革によつて、地方政府の財政支配権が拡大したことに注目したい。このことは、地方政府が、従来のような中央政府のコントロールの媒介環であるだけでなく、相対的に独立した決定権をもつ利益主体になつたこと、即ち地域経済振興のために独自に産業選択を行なえるようになったことを意味している。また、固定資産投資プロジェクト

についての審査・認可権限を拡大したこと（一〇〇〇万元から三〇〇〇万元へ）にも注目したい。企業の投資、銀行の貸出は、この審査・認可後実施されるからである。この制度は、審査・認可権を保有する機関、即ち中央政府と地方政府に事実上の投資主体としての地位を与えるものであるといえるが、審査・認可限度額の拡大は、投資主体としての地方政府の権限が大きくなつたことを示している。前述した予算外収入の増大（その中心は企業であった）は、したがつて、地方政府の投資能力の拡大をもたらしたといえよう。さらにつけ加えれば、銀行は、すでに指摘したように地方政府から自立しておらず、地方政府は、銀行の意思決定に影響を及ぼせる立場にある。全体として、中央政府に代わつて地方政府の経済的役割が大きくなつたことが確認できよう。

第二に、国民经济の管理が、指令性計画、指導性計画、市場調節によつて混合的に行なわれていることである。ただし、ここでは、いくつかの点をつけ加えておきたい。

まず、工業生産面の指令性計画の範囲が大幅に減少したことは確かであるが、業種、地区、企業規模によつて差異があることである。王積業〔一九九〇〕によれば、業種別では、石炭、石油、電力、冶金等の基礎産業関連企業の指令性計画の比重は高く、だいたい七五～九〇%であり、その他の業種の指令性計画の比重は相対的に低い、地区別では、華東地区と東北地区的指令性計画の比重がその他の地区より高い（なお、上海市の場合、八九年では、指令性計画の対象となつたのは、上海市工業総生産額の二〇%であった）、また企業規模別では、大型基幹企業のほうが中小企業より高く、計画内の生産額が全体の六〇%以上を占めているとのことである。基礎産業関連企業、大型基幹企業では、指令性計画がなお支配的であることに注意しておく必要があろう。

基礎産業関連企業、大型基幹企業以外の企業、また多くの地区では、市場調節の比重が大きい。しかし、第4節で述べるように、企業と企業の主管部門（今日では圧倒的多数「九五%以上」）の企業は地方政府行政部門の管轄下にあるとの関係が依然として分離しておらず（政企不分）、企業の意思決定に、地方政府の意思が大きく影響する状況にある。地方政府は、前述したように、今日、利益主体としての機能を強めているが、地区の就業問題、社会保障等にも責任を負つており、政企不分の状況のもとで、この面からの圧力を個別企業にかける立場にある。したがって、市場調節の比重が増大したとはいえ、なお制約が大きいことにも注意しておく必要がある。

次に、表II-4に示したように、国家が直接、計画的に分配する重要物資の割合は減少しているが、計画外の部分について、従来からの工業地区では、地方政府が関与する部分が大きいとみられることがある。⁽⁵⁾いくつかの事例を挙げておこう。例えば大連市の場合、企業が必要とする鋼材のうち、計画分配率は、二五～三〇%、石炭約八〇%、その他（銑鉄等）約五〇%であるが、鋼材、銑鉄の計画外の八〇%は地方（大連市）が買い付けて企業に供給し、まだ不足する部分を企業が自己調達する仕組みになっている。石炭については、地区買付けでほぼ一〇〇%、企業の需要を満たしている。上海市では、企業の必要原材料の多くは地方政府が手当している。例えば、石炭の必要量は、年一二〇〇万トン／一三〇〇万トンであるが、国家の計画分配は八〇%で、残りの二〇%は上海市が手当している。セメントについては、国家計画分配は一〇%にすぎないが、やはり大部分を市が手当している。これに対し改革・開放後、急速に工業生産を発展させてきた廣東や福建など新興工業地区では地方政府の関与する部分は低いとみられる。例えば廣東省の場合、省の生産財総需要量に占める計画分配率は、国家

計画と省の調達を含めて、鋼材二三%、セメント三%、燃料油六三%で、残りは企業の自己調達に委ねられている。従来からの工業地区で、産業基盤のあるところでは、地方政府がその行政区域内にある企業から物資を調達し、他企業へ分配することが可能であること、また従来の（他地区からの）物資分配ルートを利用することも可能であることを示していよう。したがって、中央政府の関与の減少の方、従来からの工業地区では、地方政府による生産財配分機能ーが大きくなつてることに注意しておく必要があろう。

以上をまとめれば、今日、中央集権に対して地方分権的な、物動的資源配分に対して混合的な計画経済システムが（業種、地区、企業規模によっては集権的・物動的側面がなお強いが）形成されているということができよう。ここでは地方政府の権限の拡大に注意しておきたい。改革によつて、地方政府は、利益主体としての機能を強化し、主体的に産業選択を行なつて地域経済振興につとめることが可能になつたばかりでなく、地方を含む国家からの自立を期待された企業をはじめとする各経済主体への関与を強めているからである。その意味で、市場的要素が増大し、各経済主体の間に、市場を媒介にした横の経済的つながりが形成されつつあるが、なお従来の「地方分権化」の枠を超えるにいたつていなといえよう。

2 改革の直面する問題点

すでに述べたように、八〇年代の工業化政策の重点は、農業、消費財工業の発展に力点をおくとともに、分権的・市場的計画経済システムをうちたてることによつて、工業部門の生産・経営効率の向上を促すことについた。しかし、八〇年代にうちたてられた計画経済システムは、地方分権的・混合的なそれであつた。これは、価格体系の全面的、統一的改革がまだ実現されていないこととも結びついて、工業部門に多くの問題をもたらすこととなつた。まず価格改革についてみておこう。

価格改革の現状と問題点

価格面でも、従来の不合理な価格体系（農産物価格が低く抑えられ、工業部門内では、エネルギー、原材料価格が低く、加工部門の価格が高い）のは正や、中央に過度に集中した価格管理体制の改革を行なわれてきた。例えば農産物価格、エネルギー、原材料価格の引上げが、これまで何度か行なわれてきたし、価格管理体制の面でも、国家が価格決定する部分は減少してきている。今日、農産物買付け総額中、國家公定価格部分は二五%、国家指導価格（国家指導一例え上限、下限等の価格変動幅の設定一の枠内で企業が価格を決めるもの）二三%、市場調節価格五一%、消費財小売総額中では、公定価格三〇%、指導価格二五%、市場調節価格四五%、生産手段出荷（工場渡し）価格総額中では、公定価格六〇%、指導価格と

市場調節価格四〇%となつてゐる（王積業〔一九九〇〕）。

しかし依然として問題は克服されておらず、むしろこの数年来のインフレのもとで新たな矛盾が生まれさせている。工業面にしぼつて、いくつかの点を指摘しておこう。

第一に、エネルギー、原材料の公定価格は依然として低く、不合理な価格体系はなお克服されていない。例えば、石炭業についてみると、八九年、国家統一分配炭鉱の生産コストは、トン当たり五三・四二元であったが、一方、計画内総合価格は三六・四八元で、平均すると、トン当たり一九元の赤字、資金利潤率はマイナス五・二%であった。また、原油生産コストは、トン当たり一四三・七四元、これに対して公定価格による出荷（工場渡し）価格は一四一元である。その他の費用を加えるとトン当たりの赤字は平均三二・四元に達するという（白帆〔一九九〇〕）。これらの業種はすべて赤字の状況にある。基礎工業製品の価格の自由化（国家決定の範囲の縮小）が少なく、工業消費財の価格の自由化が多かつたことから、基礎工業製品の価格が大変低く、加工工業製品の価格が高いという状況は残されたままである。

第二に、生産手段の計画価格と計画外価格との格差が、インフレを背景に大幅に拡大したことである。例えば、計画外の価格は、計画内の価格に比べて、石炭七一・四%、セメント一一〇%、銅二六〇%、アルミニウム三〇〇%、カセイソーダ四二〇%高い（白帆〔一九九〇〕）。こうした「価格双軌制」が、いわゆる「官僚ブローカー」等の跳梁をもたらしたことは記憶に新しいところである。

利益主体としての機能を強化してきた地方政府は、地域の経済振興をめざして、地方工業の育成・強化をはかつてきた。その際、右にみたような価格体系を利用して、資源を加工工業、とりわけ消費財工業に集中してきたが、それ自体は、八〇年代の発展戦略と必ずしも矛盾するものではなかつたはずである。しかし、前述の価格管理体制と地方分権的・混合的計画経済システムのもとで、次のような問題をもたらすこととなつた。

第一は、加工工業の発展が、市場調節をとおして、適時に川上に位置する工業部門の発展をおしそうめることができず、その結果、加工工業の重複建設、過当競争を強め、加工能力の増大の一方、エネルギー、原材料に対する膨大な需要を形成したことである（沈立人・戴園（一九九〇））。いわゆる経済過熱と総需要膨張状況が八七年以降顕著になつた。加工工業の発展が川上の工業の発展をもたらさなかつた主要な原因は、基礎工業製品価格の国家管理の範囲が大きく、しかも低く抑えられていた点に求められる。これに対して中央政府は、価格改革の挫折（八八年夏の価格改革の提起が、庶民のインフレ心理に火をつけ、激しい物価上昇をもたらした）もあって、価格体系の全面的、統一的改革には慎重であり、むしろ、区域性的重点プロジェクトに対する地方の責任の強化（前述の「投資管理体制に関する近期改革法案」を参照）や、行政的な総需要の引締め（基本建設の抑制、財政、金融の総量規制）、そして「当面の産業政策要点に関する決定」（八九年三月）にみられるように、行政的資源配分を強化しようとしてきた。後者は、生産、基本建設、技術改造、対外貿易の各分野について、重点的に支持する産業、製品と、制限する産業、製品を決め、各関連分野がこの産業政策にしたがつて資源を傾斜的に配分するよう求めるもの

であつた。しかし、これは、後述するように、地方政府との矛盾を深刻化するものとなつた。

第二は、地方政府が、地域の経済振興をめざして、その地方に所属する企業の育成・発展・保護につとめ、行政的権限を利用して地域封鎖を強めたことである。その主要な原因は、前述したように、八〇年以来の財政体制改革が、結局のところ、企業の所属関係で各級財政収支を区分する従来の体制を変えるものでなかつたことにある。地方政府は、経費が少なくてすみ、しかも利益をすぐあげられるプロジェクト、即ち加工工業へ資源を投入することによつて、財政収入の増大をはかると同時に、その地方に所属する地方工業の育成と保護につとめてきた。地方工業保護の最も極端な現象が、地方政府の企業、銀行に対する関係を利用して、資源の流出を禁止し、一方、外地の商品の“侵入”を禁止する地域封鎖行動である。例えば、資源産出地区が加工地区への資源供給をカットする一方、加工地区は資源産出地区への資金、技術の流出を阻むことなどが生じた。こうした状況の発生は、沈立人らがいうように、市場の発展が不十分というよりはむしろ、行政権力の市場に対する関与の結果といえよう（沈立人・戴園（一九九〇））。沈立人らは、このような、地方政府の経済主体としての機能が突出し、地区経済の局部的利益が強化された状況を“諸侯経済”（地方の独立王国化）といいあらわしている。この表現が適切であるか否かはともかく、少なくとも、地方政府が地域主義的行動をとり、要素市場を分断した一面をえぐり出しているといえよう。

前述した計画単列企業集団の形成は、こうした地域分割を克服し、横の経済的つながりを形成しようと/orするものであつた。しかしながらまでのところ、多くの場合、企業集団の生産計画は国家計画委員会、技術業務は主管部（委員会）、財務・人事は地方政府と分かれているという問題や、計画単列企業に

対する地方政府の管理権限の縮小によつて、エネルギー、動力等の供給が満たされないという問題が指摘されており、成功しているとは評価しがたい状況にある（中国社会科学院工業經濟研究所企業改革課題組「一九九〇」）。

第三は、中央政府のマクロコントロールに対する逆調節＝反コントロールが生まれ、強まつたことである。第一で指摘したように、中央政府は、八八年後半以降、優先部門・産業への傾斜配分政策や、財政、金融引締政策を行なつてきた。この場合、次の点に注意しておく必要があろう。まず、これらの政策を具体的に執行するのは、圧倒的多数の企業、およびその地区に所属する各金融機関の分・支店を管理・監督する地方政府であることである。次に、価格体系が、全面的、統一的に改革されておらず、また、企業の所属関係で各級財政收支を区分する財政体制が維持されてきたこと、つまり、地方政府には、依然として、加工工業を中心とする地方工業の育成・発展・保護を促すような経済的動機が存在していたことである。その意味で、中央政府のマクロコントロールは経済的整合性に欠けていたといわざるをえず、地方政府との矛盾を深めることとなつた。そして現実に地方政府がとつた行動は、傾斜配分すべき資源を、当面の利益の見込まれる企業、あるいは困難の大きい地方企業にまわし、将来性が見込まれるような工業には目を向かないとか、地方の金融機関に対して、金融引締めで困難に陥った企業への融資を強要したりする等であつた（沈立人・戴園「一九九〇」）。こうした地方政府の行動は、何鵬舉らが指摘しているように（何鵬舉、胡齊源、趙昂「一九九〇」）、總需要抑制のもとで因難に陥つた大部分の企業を背景に、中央政府の緊縮政策に対する反コントロール、緊縮緩和圧力を形成した。以上みてきたように、八〇年代の工業化は、加工工業の発展が、川上の工業の発展をおしすすめる

にはいたらず、産業構造の歪みをいつそう拡大した。また、八〇年代に形成された地方分権的・混合的計画経済システムは、地方政府の主体的産業選択、地域経済の発展を促し、市場的要素の増大をもたらしたが、その反面、行政権力の市場への関与を増大させた。そして、「分権化」が「地方分権化」の枠を超えられず、依然として地方政府と企業の政企不分の状況が存在した結果、工業部門の生産・経営効率の向上を促さなかつたばかりか、表II-8に示したように、逆にその低下をもたらしている。

3 制度改革の目標

これまで述べてきた計画経済システムの変化を、図式化によつて再度整理したうえで、今後の制度改革について簡単な検討を行なつておこう。なお以下の図では、点線は情報のフロー、実線は財のフローを示している。さて、図II-3は従来の伝統的な集権的・物動的計画経済システムである。中央集権の場合は中央が

表II-8 全人民所有制独立採算工業企業主要財務指標

(単位：元)

	固定資産 取得価格 100元 当 り生産額	固定資産 取得価格 100元 当 り利潤・ 税金	資 金100 元当り利 潤・税金	工業生産 額100元 当り利 潤・税金	コスト引 下率(対 前年比) (%)
1981	95.71	22.90	23.84		-1.17
1982	94.78	22.22	23.45		-0.38
1983	95.13	21.66	23.20		0.24
1984	96.13	22.30	24.24		-1.97
1985	94.97	22.40	23.81	23.58	-7.70
1986	89.03	19.89	20.65	22.34	-7.34
1987	104.15	19.27	20.30	18.93	-7.04
1988	113.09	20.18	20.63	17.84	-15.59
1989	116.85	17.45	17.18	14.93	-22.17

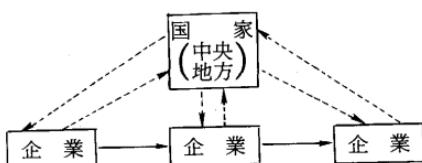
(出所)『中国統計年鑑』各年度版。

国家を、地方分権の場合は地方が国家を代表する。情報フローは国家と個別企業間でやりとりされるだけで、企業間はない。そして国家からの情報は、指令性計画の形をとり、これに基づいて企業間の財のフローが形成される。これに対して、中国政府が形成しようとしたシステムは、八七年の第十三回党大会で、「国家が市場を調節し、市場が企業を誘導する」と定式化されたが（趙紫陽〔一九八七〕）、それは図II-4のように描けるであろう。企業間には市場を媒介にした情報フローとそれに基づいた財のフローが予定されており、国家から企業へは、やはり市場を媒介にした一律の情報が与えられるはずであるからである。なお注意しておきたいのは、これまでの中国政府の構想では、国家、市場、企業の三要素でシステムが考えられており、地方政府には特別の役割が与えられていないことである。したがつて、中央政府、地方政府を分けない「国家」が描かれることになる。

以上の伝統的システム、将来の目標に対して、現状はどのように描けるであろうか。これまで述べてきたことを簡単にまとめるに、まず企業間には、市場を媒介にした情報フローが不十分とはいえない形が形成されてきている。しかし国家と企業との関係は、政企不分を背景に、依然として個別的である（この点は第4節参照）。この場合、国家の主体は、企業との関係では、今日、地方政府である。そして、地方政府と企業との情報フローは、混合的であり、企業間の財のフローも混合的に行なわれている。中央政府と地方政府との関係は、中央政府のコントロールに対して、地方政府の反コントロールが形成されている。したがつて、図II-5のように描くことが可能である。

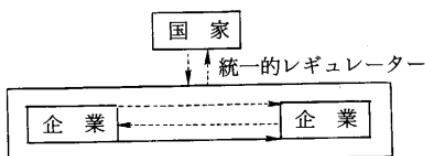
図II-3に示したようなシステムは、一般に直接的官僚調整モデルといわれる。調整者が国家であり、調整者と被調整者（企業）との間には垂直的関係、即ち支配—従属関係があること、調整者の調整

図II-3 伝統的システム



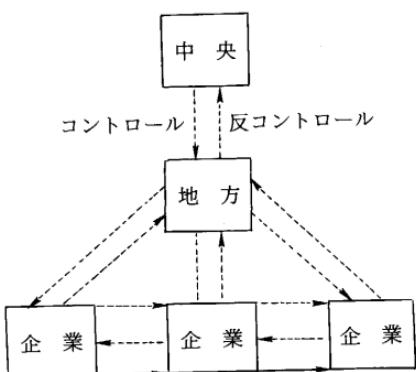
(出所) 筆者作成。

図II-4 中国政府の目標システム



(出所) 筆者作成。

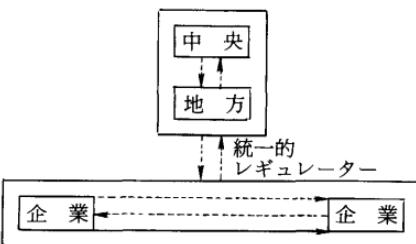
図II-5 現状のシステム



(出所) 筆者作成。

は、指令的に行なわれることからこのようによばれる（コルナイ「一九八四」）。これに対して図II-4は、中國的市場モデルとでもいいあらわせる。国家は、税金、利子等を統一的に設定し、マクロ的な市場調節を行なうが、各企業への個別的介入を行なわず、企業間の水平的関係つまり対等関係が中心となるからである。このような類型からみると、現状は後者にはほど遠く、これまでの改革にもかかわらず、調整者と被調整者との垂直的関係は維持されており、なお前者の官僚的調節モデルの枠を脱していられないといえよう。調整者の調整が各種経済的手段によって行なわれる場合を、間接的調整と呼ぶとすれば、現状は混合的官僚調整ともいえよう。このようにみれば、今後の制度改革の課題が、価格体系の全面的、統一的改革と同時に、政企不分

図II-6 改革モデル



(出所) 筆者作成。

の状況から、行政と企業を分離して企業間の水平的関係をつくりあげること、そして地方政府の職能を転換（利益主体からコントロール主体へ）することにあることは明らかであろう。ただし、地方政府の職能転換については若干の問題提起を行なつておきたい。即ち、それは決してかつてのようない、単なる中央のマクロコントロールの媒介環への復帰ではなく、地方政府の、中間レベルとしての、独自の役割を認めたものである必要があろうということである。現行の省、市、区の行政区画は、基本的には歴史的、民族的慣習にのつとっているというだけでなく、地域差のきわめて大きい中国のような国家では地方分権は不可避免であるし、中央政府のみで、経済発展、就業等の全責任を負うこと

⁽²⁾

是不可能と思われるからである。その意味で、図II-4に示した中国政府の目標システムは不十分である。国家、市場、企業の三要素でしか問題を考えていなければ、市場、企業という四要素で、地方のメゾマクロレベルの役割を組み入れる必要があろう。単純化した図

で示せば、図II-6のような改革モデルを考える必要があると思われる。⁽²⁾
しかし本当の問題は、改革課題の明確化の後にある。価格改革は庶民の生活と直接かかわってくるし、行政と企業の分離、地方政府の職能転換の改革課題は、いずれも地方政府の従来の既得利益にかかるからである。ことに後者の場合、現在なお、企業管理の中枢を担っている各工業局・庁を中心として、約二千万人の党・行政幹部の転職（失業）が見込まれており、問題は深刻である。これらの問

題にどう切り込んでいくかが、今後の改革を左右することになろう。

注(1) カッコ内の数字は、筆者が参加した、日中經濟協会地域開発考察団（一九九〇年十月二十七日～十一月六日）の、國家計画委員会における聞き取り調査による。なお聞き取り調査の対象は中央および各地の計画委員会である。以下、この調査によるものについては、T調査と略記する。

(2) なお、予算外収入は、地方財政、行政・事業単位、企業・部門に分けられるが、企業・部門の予算外資金のうち大部分（九〇%以上）は企業の予算外資金である。この点はT調査による。

(3) 一九七八年の数字は、許飛青主編「一九八八」、二五六ページ、八八年は、「中国經濟年鑑」「一九八九」、IV-三八ページおよび『中国統計年鑑』（一九九〇）、六六六ページより計算。

(4) T調査（上海）。

(5) 以下の数字は、T調査の各地計画委員会における聞き取り調査による。

(6) 『資料日中經濟』八九一三。

(7) 四要素で中国經濟を分析する必要性を指摘したのは、おそらくウォン（一九八七）が最初であろう。

(8) 筆者が一九九〇年に行なった、上海市における企業調査の際に面談した、復旦大学經濟研究中心秘書長、陸徳明氏の話。

〔参考文献〕

(1) 日本語文献
　　単行本

上原一慶『中国の経済改革と開放政策』、青木書店、一九八七年。
丸山伸郎『中国の工業化と産業技術進歩』、アジア経済研究所、一九八八年。

- (2) 南亮進『中国の経済発展』、東洋経済新報社、一九九〇年。
- 小島麗逸編著『中国の経済改革』、勁草書房、一九八八年。
- コルナイ・ヤーノシュ・盛田常夫編訳『不足』の経済学、岩波現代選書、一九八四年。
- (2) 論文
- (1) 単行本所収論文
- 石川滋「中国の経済発展—経済開発理論からの考察」(『中国経済の転換』、岩波書店、一九八九年)。
- 高橋満「改革一〇年期における開発戦略」(山内一男・菊池道樹編『中国経済の新局面』、法政大学出版局、一九九〇年)。
- 藤本昭「中国の金融体制改革と資金市場の形成」(『中国の資金市場』、日中経済協会、一九八八年)。
- 上原一慶「中国における物資供給システムと工業企業」(『中国の流通システム』、日中経済協会、一九九〇年)。
- (2) 雑誌論文
- 藤本昭「中国の財政管理制度の変遷（一）、（二）」(神戸商科大学『商大論集』、一九八九年七月、十月)。
- 南部稔「中国の財政管理制度の変遷（一）、（二）」(神戸商科大学『商大論集』、一九八九年七月、十月)。
- 外國語文献
- (1) 単行本
- 許飛青主編『中国的經濟体制改革』、中国財政経済出版社、一九八八年。
- 高尚全『九年來的中國經濟体制改革』、人民出版社、一九八七年。
- 沈冲・向楊主編『十年來・理論・政策・実践—資料選編（第三冊）』、求実出版社、一九八八年。
- 『当代中国的经济体制改革』、中国社会科学出版社、一九八四年。
- 国家計画委員会条法辨公室編『重要経済法規資料選編』、中国統計出版社、一九八七年。
- 『中国統計年鑑』、中国統計出版社、一九八一～九〇年。
- 『中国经济年鑑』、経済管理出版社、一九八一～八九年。

(2) 論文

(イ)雑誌論文

中国社会科学院經濟片形勢分析小組「從改革促穩定 在穩定中發展—九〇年代“穩中求進”的發展和改革的基本思路」

(『經濟研究』一九九〇年第七期)。

郭樹清「消費、投資和儲蓄」(『經濟研究』一九九〇年第四期)。

王積業「論有計劃商品經濟條件下計劃與市場的結合」(『經濟學家』一九九〇年第四期)。

白帆「八五」期間價格改革的戰略選擇」(『經濟研究』一九九〇年第九期)。

沈立人・戴園「我國“諸侯經濟”的形式及其弊端和根源」(『經濟研究』一九九〇年第三期)。

中国社会科学院工業經濟研究所企業改革課題組「國有大中型企業改革的回顧、反思與展望」(『中國工業經濟研究』一

九九〇年第四期)。

何鵬華、齊源、趙昂「從當前企業的變化、看治理整頓和深化改革的方向」(『經濟体制改革』一九九〇年第四期)。

張建喜「地方企業盲目擴張行為的分析」(『改革』一九九〇年第一期)。

國務院發展研究中心「八五」計劃基本思路研究組「“八五”經濟發展：方針、途徑與政策」(『經濟研究』一九九〇年

第七期)。

Christine P. W. Wong, "Between Plan and Market: The Role of the Local Sector in Post-Mao China," *Journal of Comparative Economics*, 11(1987).

(ロ)新聞

趙紫陽「沿着有中國特色的社會主義道路前進」(『人民日報』一九八七年十一月四日)。